



# 島根県報

令和2年9月11日（金）

第 140 号

（毎週火・金曜日発行）

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

## 目 次

**【規 則】**

障害児福祉手当及び特別障害者手当支給細則を廃止する規則 (障がい福祉課) 2

**【告 示】**

身体障害者福祉法の規定による医師の指定 (障がい福祉課) 2

県営土地改良事業計画の変更 (農 村 整 備 課) 2

公有水面埋立免許の出願 (漁港漁場整備課) 3

**【公 告】**

私立学校法第64条第4項の法人の解散 (総 務 課) 4

島根県立中央病院設備運転管理業務委託の契約予定者を決定するための提案競技  
の実施 (病 院 局) 5

**【選管告示】**

地方自治法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づく選挙権を有す  
る者の総数の50分の1及び3分の1の数 9

## 公布された条例等のあらまし

## ◇障害児福祉手当及び特別障害者手当支給細則を廃止する規則（規則第72号）

## 1 規則の概要

障害児福祉手当及び特別障害者手当支給細則は、廃止することとした。

## 2 施行期日

公布の日から施行することとした。

**規 則**

障害児福祉手当及び特別障害者手当支給細則を廃止する規則をここに公布する。

令和2年9月11日

島根県知事 丸 山 達 也

## 島根県規則第72号

障害児福祉手当及び特別障害者手当支給細則を廃止する規則

障害児福祉手当及び特別障害者手当支給細則（昭和61年島根県規則第19号）は、廃止する。

## 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

**告 示**

## 島根県告示第560号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の医師を次のとおり指定したので、身体障害者福祉法施行細則（昭和34年島根県規則第17号）第2条の規定により告示する。

令和2年9月11日

島根県知事 丸 山 達 也

医師の氏名	診療科目	従事する医療機関		指定年月日
		名 称	所 在 地	
渡邊 宏樹	内科	益田地域医療センター 医師会病院	益田市遠田町1917番地2	令和2年8月31日
山本 長晴	内科	隠岐の島町国民健康保険都万診療所	隠岐郡隠岐の島町都万1773番地1	令和2年8月31日

## 島根県告示第561号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該計画に不服がある場合は、縦覧期間の満了の日の翌日から起算して15日以内に、島根県知事に対して審査請求をすることができる。

令和2年9月11日

島根県知事 丸 山 達 也

事 業 名	縦覧に供する書類の名称	縦覧の期間	縦覧の場所

安田地区区画整理事業（県営農地整備事業 （経営体育成型））	土地改良事業計画書の写し	告示の日から21日間	安来市役所
----------------------------------	--------------	------------	-------

## 島根県告示第562号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条の規定により、次のとおり公有水面埋立免許の出願があったので、同法第3条第1項の規定により告示する。

その関係図書は、縦覧場所において告示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和2年9月11日

島根県知事 丸山達也

### 1 出願人

松江市殿町1番地

島根県 代表者 島根県知事 丸山達也

### 2 埋立区域及び埋立に関する工事の施工区域

#### (1) 埋立区域

##### ア 位置

##### 区域A

島根県隠岐郡隠岐の島町西田曾久良319番8から同319番9に至る地先の公有水面

##### 区域B

島根県隠岐郡隠岐の島町西田曾久良319番9地先の公有水面

##### イ 区域

##### 区域A

次の各地点を順次に結んだ線及びA1の地点とA3地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（C. D. L. +0.50メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

A1の地点 西郷港防波堤南灯台（北緯36度12分00秒、東経133度19分58秒、以下「原点」という。）から252度54分24秒、2,284.44メートルの地点

A2の地点 A1の地点から118度55分19秒、3.73メートルの地点

A3の地点 A2の地点から200度39分13秒、1.51メートルの地点

##### 区域B

次の各地点を順次に結んだ線及びB1の地点とB3の地点を結ぶ平成30年の秋分の満潮位（C. D. L. +0.50メートル）における公有水面と陸地との境界線に囲まれた区域

B1の地点 区域Aで定めた原点から253度06分31秒、2,290.66メートルの地点

B2の地点 B1の地点から127度51分26秒、3.98メートルの地点

B3の地点 B2の地点から301度26分48秒、2.08メートルの地点

##### ウ 面積

区域A 2.79平方メートル

区域B 0.46平方メートル

合計 3.25平方メートル

#### (2) 埋立てに関する工事の施工区域

##### ア 位置

島根県隠岐郡隠岐の島町西田曾久良317番1から同300番4に至る地先の県道敷、同319番2、同319番8、同319番9及び同319番9地先の国有海浜地内並びに同319番2から同319番9に至る地先の公有水面

## イ 区域

次の地点を順次結んだ線及びC7の地点とC1の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

C1の地点 区域Aで定めた原点から253度34分28秒、2,297.82メートルの地点

C2の地点 C1の地点から127度51分40秒、14.35メートルの地点

C3の地点 C2の地点から122度38分58秒、22.33メートルの地点

C4の地点 C3の地点から200度38分51秒、14.90メートルの地点

C5の地点 C4の地点から294度09分39秒、15.08メートルの地点

C6の地点 C5の地点から308度30分19秒、12.00メートルの地点

C7の地点 C6の地点から321度42分43秒、14.78メートルの地点

## ウ 面積

592.47平方メートル

## 3 埋立地の用途

道路用地（道路敷及び道路護岸敷）

## 4 出願年月日

令和2年7月3日

## 5 閲覧場所

農林水産部漁港漁場整備課、隠岐支庁水産局及び隠岐の島町役場

**公****告**

私立学校法（昭和24年法律第270号）第64条第5項において準用する同法第50条第1項第4号の規定により令和2年6月17日同法第64条第4項の法人が解散したので、私立学校法施行細則（昭和25年島根県規則第105号）第4条第2項の規定により公告する。

令和2年9月11日

島根県知事 丸 山 達 也

## 1 種別

私立学校法第64条第4項の法人

## 2 名称

学校法人広瀬学園

## 3 解散事由

学校法人との合併

## 4 所在地

島根県安来市広瀬町広瀬753-15

## 5 理事長

余村 望

## 6 設置する学校

島根総合福祉専門学校

## 7 収益事業

書籍・文房具小売業

各種食料品小売業

宿泊業

- 8 役員  
    理事 10人  
    監事 2人
- 9 存続法人  
    学校法人みどり学園

---

島根県立中央病院設備運転管理業務委託の契約予定者を決定するため、次により提案競技を実施する。

令和2年9月11日

島根県病院事業管理者 山 口 修 平

1 提案競技に付する事項

- (1) 名称  
    島根県立中央病院設備運転管理業務委託
- (2) 仕様  
    「島根県立中央病院設備運転管理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。
- (3) 契約期間  
    令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 業務履行場所  
    島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院
- (5) 提案価格の上限額  
    819,161千円（消費税および地方消費税相当額を除く。）

2 提案競技参加資格に関する事項

当該提案競技に参加する者は、次に掲げる要件の全てを満たし、島根県病院事業管理者の参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。
- (3) 島根県税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (4) 消費税及び地方消費税の滞納がない者又は納税義務がない者であること。
- (5) 島根県が行う庁舎の清掃及び警備業務等の委託、建設工事等の請負又は物品の売買、借入れ等に係る入札について指名停止の措置を受け、提案競技参加資格確認審査に係る提出書類の提出期限日においてその措置の期間が継続中の者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (8) 平成22年4月1日から、この公告の日までに医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院（400床以上の病床を有する者に限る。）において、設備運転管理業務を12月以上継続して誠実に履行した実績を有すること。

3 提案競技説明に関する事項

- (1) 提案競技実施要領、様式等の配付期間及び配付場所

ア 配付期間

令和2年9月11日（金）から同年10月5日（月）まで（土曜、日曜及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までの間を除く。）

## イ 配付場所

島根県立中央病院 事務局経営部施設管理課（島根県出雲市姫原四丁目1番地1 島根県立中央病院 3階）

## ウ 配付手続

島根県立中央病院のホームページにおいて掲載する「守秘義務の遵守に関する誓約書」を提出し、配付場所に設置する提案競技説明書受領者受付簿に必要事項を記載した者に無償で1部を配布する。

## (2) 提案競技説明会

ア 日時 令和2年9月18日（金） 午前10時

イ 場所 島根県立中央病院 3階 会議室1

## 4 提案競技参加資格確認手続

提案競技に参加しようとする者は、次のとおり書類を提出し、2の参加資格を有することの確認を受けなければならない。

## (1) 提出書類の種類

提案競技に参加しようとする者は、次に掲げる全ての書類を提出すること。ただし、必要がある場合は、補足資料の提出を求めることがある。

ア 提案競技参加資格確認申請書

イ 会社概要書

ウ 法人の登記事項証明書（申請日前3月以内に発行された原本又はその写しに限る。）

エ 直近の財務諸表（決算報告書）

オ 島根県税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（申請日前3月以内に発行された原本又はその写しに限る。）

カ 消費税及び地方消費税の滞納がないこと又は納税義務がないことの証明書（申請日前3月以内に発行された原本又はその写しに限る。）

キ 役員等名簿

ク 担当者届

ケ 2の(8)を確認できる書類（契約書、仕様書、検査済証の写し等）

## (2) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

ア 提出方法

郵送又は持参による。

イ 提出部数

各1部

ウ 提出期限

令和2年10月5日（月）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

エ 提出先

12に同じ

## 5 提案競技に係る質問書について

(1) 質問は、期限までに質疑票により電子メールにて提出すること。

(2) 提出先

12に同じ

(3) 提出期限は、令和2年10月20日（火）午後5時までとする。

(4) 質問に対する回答は、提案競技参加資格確認申請者全員に対し、電子メールにより通知する。

## 6 提案競技参加資格確認審査結果の通知

提案競技参加資格確認申請者に対し、郵送にて通知する。

## 7 提案書及び見積書の提出

提案競技参加資格確認審査において参加資格が認められた者は、以下により提案書及び見積書を提出すること。

## (1) 提案書の内容

仕様書を元に「島根県立中央病院設備運転管理業務に係る提案書作成要領」のとおり記載することとし、新たな業務事項及び将来的な構想がある場合は、その旨がわかるように表示すること。ただし、提案者以外に権利が帰属する著作物・情報等については、提案者において開示の承諾を得たうえで表示すること。

なお、必要がある場合は補足資料の提出を求めることがある。

## (2) 要求する仕様

仕様書のとおり

## (3) 提案書の形式

形式は任意とする。ただし、用紙サイズは全てA4判とし、ページを付すこと。

## (4) 見積書の記載事項

書式に従い記入し、値引き等の記載は行わないこと。

## (5) 書類の提出方法、提出期限及び提出先

## ア 提出方法

郵送又は持参による。

## イ 提出部数

提案書 11部

配置予定受託責任者届 11部

設備運転管理業務実績一覧 11部

押印した見積書 1部

## ウ 提出期限

令和2年10月30日（金）午後5時まで（郵送の場合は書留とし、同日午後5時までに必着のこと。）

## エ 提出先

12に同じ

## 8 選定方法

## (1) 審査手順

島根県立中央病院設備運転管理業務総合評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、厳正な審査を行い、総合的に最も優れた提案者（以下「契約予定者」という。）を選定する。

ア 審査にあたっては、提案者によるプレゼンテーション等を実施する。ただし、提案者が多数の場合においては、書面審査により事前審査を行う場合がある。

イ プレゼンテーション等の日程は11月13日（金）を予定しているが、実施日時等については該当者のみに別途通知する。

## (2) 提案者の評価方法

ア 提案価格が提案価格の上限額の範囲内の提案書について評価を行う。

イ 提案内容が仕様を明らかに満たしていないために、本業務の目的を達しないと判断された場合には失格とし、評価は行わない。

ウ 提案内容については、別途定める「評価基準」に基づき、各評価項目の得点を加算する方法により算出する。

エ 評価項目は次のとおりとする。

(7) 提案者の規模・実績等会社の体制、受注能力

(4) 業務責任者等の技術力及び実績並びに実施体制

(7) 設備保守・運転管理等業務における実施方針

(エ) 上記以外の視点における提案の有無

(オ) 見積金額

(3) 選定結果の通知

選定結果については、以下のアからエまでに掲げる事項を全提案者に対し郵送にて通知するとともに、ホームページにおいて公表する。

なお、応募多数の場合における事前審査によりプレゼンテーション等を行わないこととなった者に対しては、プレゼンテーション等の日程の通知に併せてその旨の通知を行う。

ア 採否の旨

イ 採択した提案書を提出した者の氏名又は名称

ウ 採否の理由

エ 評価委員会委員の構成

(4) 審査経過については、公表しない。また、選定の結果に対しての異議申立ては、受け付けない。

9 提案の無効に関する事項

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- (1) 参加する資格のない者が提案したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に書類を提出しないとき。
- (3) 事実と反する申請又は提案に関する不正行為があったとき。
- (4) 提案者が当該提案競技に対して2以上の提案をしたとき。
- (5) 提案者が他人の提案の代理をしたとき。
- (6) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき又は提案者に求められる義務を履行しなかったとき。

10 契約

(1) 契約相手方

契約予定者と地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号の規定に基づき、随意契約を行う。

(2) 契約金額

契約予定者から見積書を徴取し、予定価格の範囲内において決定する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、島根県病院局財務規程（平成19年島根県病院局管理規程第9号）第117条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

(4) その他の契約条項

契約予定者と協議の上定める。

11 その他の留意事項

- (1) 提出期限後の問合せ又は書類の追加若しくは修正には応じない。
- (2) 提案競技及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (3) 提出書類の著作権は、提案者に帰属する。
- (4) 提出書類は、他の提案者に対して非公開とする。
- (5) 提出書類は、返却しない。
- (6) 提出書類の作成及び提出に要する費用並びにプレゼンテーション等に要する費用は、提案者の負担とする。

12 提案競技に関する問い合わせ先（書類提出先）

〒693-8555

島根県出雲市姫原四丁目1番地1

島根県立中央病院 事務局経営部施設管理課

電話 0853-30-6416

F A X 0853-21-2975

電子メール tyubyoshisetsu@pref.shimane.lg.jp

### 13 Summary

- (1) Title of service and quantity to be procured : Entrustment of Shimane Prefectural Central Hospital equipment operation management affairs 1 set
- (2) Submission deadline for application of vendor qualifications : 5 p.m. October 5, 2020
- (3) Submission deadline for written proposal and quote : 5 p.m. October 30, 2020
- (4) Contact regarding proposal competition : Facility Management Division Management Department Secretariat Shimane Prefectural Central Hospital 4-1-1 Himebara, Izumo-shi, Shimane-ken 693-8555, Japan  
TEL : 0853-30-6416

## 選 挙 管 理 委 員 会 告 示

### 島根県選挙管理委員会告示第34号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項に規定する選挙権を有する者の総数の50分の1の数又は3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和2年9月11日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

- |   |         |
|---|---------|
| 1 地方自治法第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数  | 11,309  |
| 2 地方自治法第76条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） | 160,903 |
| 3 地方自治法第80条第1項の規定による各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）          |         |
| 松江選挙区   | 55,831  |
| 浜田選挙区   | 14,960  |
| 出雲選挙区   | 47,357  |
| 益田選挙区   | 12,922  |
| 大田選挙区   | 9,700   |
| 安来選挙区   | 10,785  |
| 江津選挙区   | 6,580   |
| 雲南・飯石選挙区  | 12,091  |
| 仁多選挙区   | 3,600   |

---

邑智選挙区	5,232
鹿足選挙区	3,839
隠岐選挙区	5,579

- 4 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 160,903